

各 位

愛知中小企業家同友会
会長 加藤 明彦

〒460-0003 愛知県名古屋市中区錦3丁目6-29 サウスハウス2F

TEL 052 (971) 2671(代) FAX 052 (971) 5406

E-mail aichi@douyukai.or.jp

URL <http://www.douyukai.or.jp/>

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）に関する第4次緊急政策要望・提言

1. 本緊急要望・提言の主旨

私も愛知中小企業家同友会（会員数4,200名超）は、1962年の創立以来、自助努力による経営の安定・発展と、中小企業を取り巻く経営環境の改善に努めてまいりました。

今回の新型コロナウイルス感染症（以下、COVID-19）の拡大は、すでに「大恐慌以来の景気悪化」と言われるほど、未曾有の規模で深刻化しています。緊急事態宣言の対象地域が愛知県にも及び、休業協力要請が発出されたなか、愛知県内中小企業の経営は危機的状況にあります。中小企業経営の危機は、地域の危機であり、国の危機と同義と考えます。

当会は、3月10日に第一次、4月17日に第二次、5月27日に第三次の緊急要望・提言を提出致しましたが、その後も続く中小企業をめぐる状況の厳しさを踏まえ、第四次の緊急要望・提言を取りまとめました。

私たちは、①社員の健康と生命の安全を守ること、②事業存続と雇用維持、③必要な経済活動を守り、社会の要請に応えることに全力を傾注し、「経済を牽引する力であり、社会の主役」と謳われた中小企業憲章を体現すべく奮闘・努力を続けています。中小企業家としての社会的責務を果たしていくためにも、十分な政策的後押しを期待します。関係各位のご協力、ご支援をお願いいたします。

【これまでの緊急政策要望・提言】

- (1) 3月10日（第1次） <https://www.douyukai.or.jp/info/2020/03/info-12383.html>
- (2) 4月17日（第2次） <https://www.douyukai.or.jp/info/2020/04/info-12383-2.html>
- (3) 5月27日（第3次） <https://www.douyukai.or.jp/info/2020/05/info-12383-2-2.html>

2. 緊急要望・提言事項

●中小企業の倒産・廃業を回避し、健全に業況を回復させるための政策強化を

（1）永久劣後ローンの積極的活用を進める政策の立案・実施を行うこと

COVID-19の拡大に端を発し、景気は急降下しています。この状況からの回復は容易でなく、元の景気水準を回復するまでには相当の時間を要すると考えられます。こうしたなか、特に売上高急減などで自己資本の多くを毀損した中小企業は、現時点は資金繰り支援策で一息付けているとしても、長期的な景気低迷を乗り切るためには資本増強策を講じ、財務状況を健全化させなければ、新たな借り入れを起こすこともできず、極めて厳しい状況に陥ることが危惧されます。こうしたなか、返済の優先順位が一般債権に劣後する借入金であり、かつ議決権も返済期限もない「永久劣後ローン」を活用することで、返済期限のない資金を手当てすることができ、企業の資本増強、体力回復をはかることが可能となると考えます。

対象企業の決定は、その企業と取引のある地域金融機関の紹介・推薦を条件とすることで、不適切な企業に資金が流れるのを防ぐことができます。また中小企業の資金流出を抑えるためにも、金利は当面は無利息とし、支援先企業の経営安定化にともない順次金利を引き上げるなどの措置が必要となります。

こうした対応により、企業は疑似資本を得ることができ、当面の間は返済の心配をすることなく、企業経営にあたることができます。また金融機関側にとっても、当初は無利息ですが、その企業の業績が持ち直すことで、金利を得ることができるため、対象企業への積極的支援が行われることが期待できます。さらに、永久劣後ローンの債権を買い取る機関を、日銀と政府が協調して設けるなどをすれば、金融機関は債権を売ることもできます。その後は、金利は劣後ローン債権の買い取り機関側に入ることになり、それを原資に他の永久劣後ローン債権を買い取り続けることも可能です。2020年度第2次補正予算では、中小企業向けの資本性劣後ローンが盛り込まれましたが、膨大な中小企業を救うには不十分です。貸付条件ならびに対象となる企業を大幅に拡充し、かつ期間の定めを設けない「永久劣後ローン」を中小企業支援に積極活用するための政策立案・実行を強く要請します。

¹日本経済新聞（2020.4.3）「中小企業支援、永久劣後ローンで5兆円用意を」（三井住友信託銀行名誉顧問 高橋温氏）。スモールサン（2020.4.9）「スモールサンニュース4月号・号外」（立教大学名誉教授 山口義行氏）。

https://www.smallsun.jp/small_sun_news/ronkou/entry-3158.html

(2) 長期的景気低迷を前提に、融資期間等を超長期化、特別保証制度の創設を行うこと

国の緊急事態宣言が明け、経済活動を再開する動きが進んでいますが、国民のマインドあるいはインバウンド等の状況が感染症流行以前の状況に戻るには、相当の長期を見込まなければなりません。そのため、今回緊急的に借入を行った企業の多くは、感染症の落ち着きにもなう業況の回復は困難であり、長期戦を覚悟しなければならない状況です。

しかしながら、現在の制度融資の融資期間ならびに据置期間、利子補給期間等が長期的景気低迷を前提としたものとはなっていません。借入を起こしたとしても業況の回復が困難であれば、立ち行かなくなる企業が多数生み出されることは避けられません。こうした状況を避けるため、以下の対応を求めます。

- ① 業況回復まで10年はかかると仮定し、融資期間、据置期間、利子補給期間を相当程度延長すること。
- ② 利子補給制度は、現在借入企業が一度利子を支払った後のキャッシュバック方式となっているが、中小企業の手元資金を目減りさせてしまう。企業側に一時的な利子支払いを課さず、国庫と金融機関との間で実務的に利子補給に対応すること。
- ③ 今回の COVID-19に関する特別保証制度を創設し、今回の感染症に関する景気悪化のために行った借入金を、超長期で借り換える体制を整えること。また、新規融資についても、特別保証制度の枠内で大胆かつ柔軟な対応を行うこと。

(3) COVID-19に関連した制度融資の、金利の見直し、据置期間の延長を早急に進めること

COVID-19の拡大により生じた需要の蒸発の影響は、飲食や小売をはじめとするサービス産業を直撃し、その後世界経済の急減速、感染症のパンデミックを受け、製造業、流通業へ影響は急速に波及しています。この間設けられたさまざまな制度融資を利用し、当面の資金手当てはできたものの見通しは極めて厳しいのが現実です。

例えば、飲食業や観光業、小売業など、個人消費に拠る業種は感染症のリスクを回避しようとする消費者マインドの早期持ち直しは難しいため特に深刻です。当会会員企業からは、「(売上は)戻っても7割」という声も聞かれており、借り入れの返済行程は全く見通せません。また、その他の産業についても、個人消費の回復が遅れるに依り、業況回復は遠のくこととなります。企業の返済負担軽減のため、さしあたり以下の対応を求めます。

- ① 無利子・無担保の緊急融資制度については、4年目以降の金利も含めて完全無利子の制度とすること。
- ② その他の制度融資についても、利子補給制度を充実や据置期間の延長など、企業の返済負担を軽減する措置を大胆に講じること。

(4) 新型コロナウイルスの感染拡大に関する借入元金の返済金は、損金算入可能とすること

新型コロナウイルスの感染拡大による経済的影響は長期にわたります。そのことを前提に、経済回復期で企業が十分に力を回復させ、経済を好循環の軌道に乗せていけるよう、新型コロナウイルスに関する借入金の返済について、元金返済金額を損金算入できるようにするなど、企業負担を軽減し、中小企業の立ち直し支援を強力にかつ大胆に実施することを要請します。

(5) 既往債務の条件変更による格付け変更を行わないこと

COVID-19による業況悪化のため、既往債務の返済負担が重くなり、条件変更を検討する企業も出てきています。しかし、日本政策金融公庫を利用した事業者からは、条件変更を行うと、新規融資ができなくなるといった声も聞かれています。金融担当大臣談話による要請など、条件変更にもなう格付け変更等は行わないことが原則とされていますが、市中金融機関においては、条件変更に対する態度は区々と聞き及びます。条件変更は、企業を存続させる一つの方法です。その上で、その後続く回復には、新たな資金需要が発生するため、新規融資の道が閉ざされることは、業況回復への道を閉ざすことと同義です。既往債務の条件変更を行った企業に対し、格付け変更等の不利な扱いを行わないよう徹底するとともに、既往債務の条件変更を行った企業に対しても、新規融資等の相談に前向きに対応することを要請します。

(6) 貸付期間を前倒して返済する「繰り上げ返済」の手数料を撤廃すること

景気悪化時に企業が借入を起こすのは、緊急時をしのぐためのつなぎ融資とともに、業況の大幅な落ち込みに備えた予防的借入に大別されます。仮に、予防的な意味で借入をしていた場合、想定よりも業況の回復が速く実現できたとすれば、金利負担の関係もあり、貸付期間前であっても早期に返済することを希望しますが、現在の制度融資では「繰り上げ返済」が認められない、ないし手数料が発生し、企業は負担を被ることになります。COVID-19の影響に関する借入について、「繰り上げ返済」の全面的対応と手数料の撤廃を要請します。

(7) 中小企業への代金支払いの現金化の徹底、ファクタリング事業者の手数料上限規制を行うこと

中小企業の手元資金を保全するためにも、以下の点を要請します。

- ① 中小企業の手元に少しでも多くの現金が渡るよう、大企業等から中小企業等への代金払いは、現金支払いとすることを徹底すること。
- ② 売掛債権の現金化を前倒して行う ファクタリング事業者については、手数料の上限規制を厳しく設定すること。

(8) 地域の法制団体の小規模事業者への支援施策に関する申請補助機能を強化すること

新型コロナウイルス感染症の拡大にともない数多くの支援施策が提供されていますが、中小企業、特に小規模事業者へは情報が十分に行き届いていない状況です。資金手当てなどの緊急対応が一巡しつつあるなか、今後はさまざまな補助金や助成金等を積極的に活用しつつ、企業を強化し、第二波への備えを進める、あるいは感染症収束後を見越した新たな仕事づくりに企業は力を注ぐ時期となっています。当会としても、会員企業へは積極的な情報提供に努めています。各地域の中小企業・小規模事業者の多数を組織しているのは、法制団体でもある商工会・商工会議所です。「中小企業憲章」や「中小企業振興基本条例」の精神を具体化するためにも、各地域の商工会・商工会議所による情報提供、申請補助機能の強化を求めます。

(9) COVID-19に関する支援施策の対象要件について、個々の企業状況に応じた柔軟な対応を行うこと

現在、緊急融資制度をはじめ、COVID-19に関する支援施策が多方面で設けられ、制度内容も拡充されています。しかし、今回の制度融資や助成金等について、多くの場合、売上の前年または前々年対比減が条件とされているなか、業種や個々の企業の事情により、経営状況が厳しくとも対象要件に合致しない場合が散見されるため、さしあたり以下の点で対象要件を緩和するよう求めます。

- ①たとえば創業後1～2年の企業にとっては、企業が成長期であることから、前年対比の売上は拡大しているても、雇用を増やし、また新規投資等を行ってきたなかでのCOVID-19による景気の急落に直面していることから、資金繰りが極めて逼迫していたとしても、支援施策の対象要件に当てはまらず倒産・廃業の瀬戸際に立たされている。こうした点に鑑み、創業期の成長途上にある企業など、前年・前々年の売上が特殊要因等で非常に低かった企業も適用対象とするよう、個々の企業の状況に応じ、生産指標のみに依らない柔軟な対応を求めます。
- ②セーフティネット4号の対象は、売上高が前年同月比▲20%以上減少の場合とされている。しかし設備関連や商社等の業種によっては、月々の売上増減の幅が大きいため、一概に前年同月比だけでは測り切れない事情がある。たとえば、過去3年間の売上についての3カ月ないし半年の平均値に対し、▲10%～15%の場合も対象とするなど、業種ごとの特殊性に鑑みた要件緩和を行うことを要請する。
- ③販売数量の減少や、従業員一人当たりの売上高減少、あるいは粗利益の減少など、幅広い企業が対象となるよう各制度の対象要件設定がなされるよう求めます。特に、この間投資を行い、雇用を増やしたことで売上高が上昇しているために、支援施策の対象に含まれない企業が散見される。こうした企業は、売上高の増加とともに経費負担も増加しているため、支援なしに資金繰りを行うことに厳しい状況にある。対象要件をオプション的に追加し、利用側の企業が選択できるようにするなど、景気低迷の長期化を見通した施策の強化を要請する。

(10) 金融機関の社会的使命遂行に向けた政策の立案・実行を進めること

制度融資が充実し、金融機関のなかには「ビジネスチャンス」と捉え、企業への制度融資営業が強く進められています。信用保証制度を利用する制度融資の場合、セーフティネット保証4号、危機関連保証は責任共有対象外であることが大きな要因と考えられます。資金需要のある企業に対し、金融機関が積極的支援を果たすことは極めて重要ですが、現状は「リスクのない融資の取り合い」の様相を呈しており、モラルハザードとも見える状況です。また、金融機関の多くは、リスクのない融資を優先するため、プロパーでの融資を渋る事例が見られます。さらに以前から交渉を進めて来たプロパーでの融資条件を金融機関に変更されたことで、当初予定していた事業展開ができなくなる事業者も発生しています。こうした認識のもと、以下を求めます。

- ①資金手当ての即時性を保証していくため、当座貸し越し枠の拡大、手形貸し付けの拡充を徹底して進めるよう、金融機関に対して強力な要請を行い、きめ細かな実態調査を実施すること。
- ②現在の危機的状況下で金融機関が担うべきは、①経済と雇用の源泉である地域の中小企業に、平時を大きく超える徹底した支援を行うこと、②金融機関の持つ公益性を発揮し、地域の中小企業の力となる融資を金融の専門機関として実行することである。こうした点を踏まえ、各金融機関による現下の状況でどのような対応を取っていくかについて宣言する等の意志表明を求めます。また、企業や市民が金融機関の選択を行う判断材料とできるよう、宣言等の意思表明を行った金融機関を公的に広く公開し、マスコミ等で報道することを要請する。
- ③現在、制度融資に引きずられたモラルハザードが各金融機関で起こっていないかを把握するため、金融庁によるプロパー融資残高の調査が行われていると聞き及ぶ。この調査結果について、広く公開し、不適切な対応が行われている金融機関に対しては、名称公開、特別検査等の厳正な措置を講じるよう求めます。

(11) 社会保険料の減免措置を講じること

社会保険料については、猶予制度は設けられていますが、この場合次年度は2年分の支払いを求められるため、負担は極めて大きなものとなります。景気低迷の長期化、ならびに企業の業況回復に相当の時間を要することを踏まえ、猶予でなく免除制度を設けることを要請します。

(12) 固定資産税減免の対象範囲を拡大すること

生産指標による要件を満たせば、固定資産税の軽減を受けることができますが、現状「土地」は対象に含まれていません。事業用家屋、設備等の償却資産だけでなく、固定資産税の軽減対象に土地も加えることを求めます。

(13) 旅行代理店業の経営支援の強化を

今回の COVID-19 の影響を大きく受けた業種の一つに旅行代理店業があります。経済産業省の「第3次産業活動指数」によれば、国内旅行は 6.5、海外旅行は 0.6 と壊滅的です。通常、航空機のキャンセルに際しては、旅行代理店がキャンセルを受け付け、払い戻し金を中間業者のホールセラーが旅行代理店へ支払うこととなりますが、膨大なキャンセルが発生したため、ホールセラー側の支払い能力が不足し、結果として旅行代理店側に払い戻しがなされない状況が生じています。中小旅行代理店の資金力には限界も大きく、現状は借り入れで凌いでいたとしても長くは持ちません。早急に中間業者であるホールセラーを調査し、速やかに中小旅行代理店へ払い戻しを行うよう措置することを要請します。

●中小企業が雇用を守り切るための政策的後押しを

(14) 雇用調整助成金の対応窓口の増強、申請期間のさらなる延長、緊急対応期間における特例措置の恒久化を実施すること

雇用調整助成金、ならびに緊急雇用安定助成金は、景気後退時の雇用維持に有効な施策です。現在、膨大な申請がなされ、その事務処理に全力が傾けられていることと推察します。この間の特例措置の大胆な拡張に感謝するとともに、さらに今後一層必要性が高まると考えられるなか、状況を適時適切に見極め以下の対応を取ることを要請します。

- ①感染症の第二波等による二番底に備え、雇用調整助成金にワンストップで対応する「あいち雇用助成室」の体制強化を図ること。
- ②今回の COVID-19 の感染拡大による経済的影響は、今後時間的なズレをとめないながら長期にわたり各産業に波及していくと考えられる。また、国民意識のなかに生まれた不安は、終息宣言後も相当の期間残存し、経済活動の制約条件となるだろう。現在、雇用調整助成金の特例対象期間は9月30日までの休業等の場合とされている。しかし今回の経済的影響は、長期にわたり中小企業経営を困難にすると考えれば、景気状況が十分に持ち直すまでは適用期間とすることが必要である。さしあたり特例対象期間の大幅な延長を行うよう求める。
- ④雇用調整助成金の特例措置が順次拡張されてきているなか、9月30日まで緊急対応期間が延長された。しかし、業種によっては夏～秋以降の業況が大きく落ち込む見通しとなっているものや、観光関連産業など、長期にわたり業況回復が叶わないと想定されるものも多くある。さしあたり、今回の緊急対応期間は、少なくとも2020年度末までは延長すること。
- ⑤中小企業、特に小規模事業者にとって、今回の雇用調整助成金の緊急対応期間における申請の簡略化の意義は大きい。恒久的措置とすることを求める。

(15) 雇用調整助成金について「概ね20人以下」となっている「簡素化の特例」について改善を行うこと

- ①現在、簡素化や特例措置が順次進められてきたことにより、雇用調整助成金制度の助成額の計算方法は、
 - (1)「確定保険料申告書」を元に計算（通常の助成金額の計算）、
 - (2)「所得税徴収高計算書」を元に計算、
 - (3)「実際に支給した休業手当額」を元に計算（小規模事業主用）の3パターンある。このうち、(3)で計算する方法のみ、申請方法の簡素化が行われ、(1)、(2)は従来の申請方法のままであり、その結果、申請者にとっては極めて煩雑かつ複雑なものとなっている。より多くの中小企業が簡便に申請できるように、(3)の簡素化を(1)、(2)へ拡大すること。
- ②「概ね20人以下」の解釈は、労働局や担当官によって異なる行政解釈がなされていると聞き及ぶ。そのため同様の規模であっても、担当する者の解釈により、特例の適用可否が異なる不公平が生じる懸念がある。早急に見解の統一を図ることを要請する。

(16) 雇用調整助成金の受給までの期間の短縮、ならびに中小企業の資金的支援を強化すること

雇用調整助成金は、施策の性格上助成金の受給までに数カ月から1年ほどの期間を要します。この期間の資金手当ても企業にとっては大きな課題となっています。こうした点に鑑み、下記を要請します。

- ①ドイツでは「クルツアルバイト制度」のもとで、事前確認重視ではなく、WEB等による簡便な申請のみで助成金の支給を優先的に実行し、不正受給の防止は、事後の抜き打ち検査等により対応していると聞き及ぶ。この制度を参考に、中小企業が雇用をより守りやすくなるための制度改善を検討すること。
- ②愛知県ではすでに「新型コロナウイルス感染症対策緊急小口つなぎ資金」が創設され、助成金受給までの期間を乗り切るための「つなぎ融資制度」が設けられた。当該制度融資は、今後利用を希望する事業者が多数発生すると想定されるため、日本公庫でも同様の制度融資を創設することを求める。また、民間金融機関が設けているものについて、銀行協会や信用金庫協会等できりまとめ、情報を一元的に発信することを期待する。
- ③当該つなぎ融資制度は、雇用調整助成金の利用申請と同時に申し込みを行い、即時の融資実行が行われるようにすること。

(17) 雇用調整助成金の申請様式（電子ファイル）の改善を行うこと

雇用調整助成金は、この間特例措置の拡充、要件の緩和等が行われてきました。申請書類の簡素化も大幅に進

められ、利用し易さは大幅に向上しています。こうしたなかで、厚生労働省ホームページに掲載されている、支給申請用の助成金額自動算出機能の付加されたエクセルファイルに一部不具合が見られ、自社の保有データからの貼り付けができない現象があります。比較的社員数の多い中小企業にとって、すべて手入力に対応することは困難であるため、当該電子ファイルの機能改善を行ってください。

(18) 新型コロナウイルスの感染が疑われる社員を休業させた場合について、雇用調整助成金の受給対象とすること

緊急事態宣言の対象地域に全都道府県が含まれたなか、テレワーク等の在宅勤務が推進されていますが、多くの中小企業では資金的制約、業種上の制約などのため、多くの場合が出勤を余儀なくされているのが実情です。

現在、新型コロナウイルスへの感染が疑われる社員を休業させた場合は、「使用者の責に帰すべき事由による休業」と解され、事業者側は休業手当の支払い義務を負いますが、雇用調整助成金の受給対象とはなりません。そのため社員に発熱等の症状が見られたことをもって、いわば「予防的」休業に積極的に切り切れない事業者の発生が懸念されます。感染拡大を社会全体で回避すべく最善を尽くしているなか、感染が疑われる社員を積極的に休業させる措置は非常に重要であると思料します。したがって、新型コロナウイルスへの感染が疑われる症状を示した社員を休業させた場合も、雇用調整助成金の受給対象と含めるよう制度を拡充することを要請します。

(19) 社内での濃厚接触者発生時の休業を補償する助成措置、感染者発生時の対応ガイドラインの公表等、中小企業の感染症対応強化を講じること

国内の感染確認者数（累計）は、1万8千人を越えました。新規感染確認者数は、社会全体での行動自粛も奏功し、この間低位に向かいつつありますが、第二波の懸念も拭えません。COVID-19の早期完全終息は困難で、感染症との共生の道を模索することになると思われます。こうしたなか「いつ」、「誰が」感染者や濃厚接触者となってもおかしくありません。こうした状況のなかで、以下を要請します。

- ①社員に陽性判定者が発生した場合、各保険者より傷病手当金による補償がなされますが、感染が疑われる濃厚接触者に特定された段階では、自宅待機を要請されるにも関わらず、補償の対象とはなりません。社員が濃厚接触者に特定され休業となった段階から対象とする、休業時の賃金に対する助成金を設けること。
- ②中小企業の多くは、社内に感染者が1名発生すれば、事業所全体を休業せざるを得なくなる。この場合についても、雇用調整助成金の休業給付対象とすること。
- ③社内に陽性判定者が出た場合の対応ガイドラインを作成し公表すること。あわせてチェックシートなどを示し、中小企業の事前対策を支援すること。
- ④社内で感染者が出た場合、保健所が取引先等に聴き取りを行う場合は、事前に当該企業に連絡すること。

●中小企業と経済・社会の立ち直りを後押しする強力な政策展開を

(20) 中小企業の感染拡大防止策への補助を充実すること

生産性革命推進事業における、ものづくり・商業・サービス補助、ならびに持続化補助において「事業再開支援パッケージ」が設けられました。感染症対策を各事業者が適切に実施する上で、非常に有効です。しかし、今後も長期的に続く感染予防対策を確実に実行していく上では、補助上限額が心許ないため、100万円程度まで上限額の引き上げを実施することを求めます。

また、賃金引き上げが加点条件や補助条件とされていますが、多くの中小企業にとって、現下の景気状況での賃上げは困難です。景気状況にかんがみ、賃上げに関する条件の緩和ないし不可抗力事象としての対応がなされることを期待します。

(21) 経済再開を見すえ、海外渡航に関する陰性証明書の発行準備を早急に進めること

海外取引に際し、自社の社員を渡航させる必要が発生します。現在のところ、渡航先で2週間の隔離、帰国後2週間の隔離を受けるため、海外渡航は事実上極めて困難です。諸外国も経済活動を再開させ始めるなか、速やかに中小企業が事業を平常通りに回帰させていけるよう、陰性証明書の発行を行うことを要請します。合わせて、証明書発行に関する費用についての助成措置を講ずることを合わせて求めます。

(22) COVID-19に関する正確な情報開示を行うこと

今回の感染症については、各種報道でさまざまに報じられています。情報も玉石混交で、いたずらに国民の不安感を煽る内容のものも多く見受けられます。こうしたことにより、風評被害や過剰反応による自粛ムードが広く蔓延し、経済活動の委縮に拍車がかかっています。政府・自治体による適切かつ正確な情報開示と発信を積極的に進め、国民意識の落ち込みを防ぎ、終息後の経済が円滑に持ち直していく土壌づくりを進めて下さい。

(23) 感染症に関連する、中小企業向けの一元的相談・情報提供窓口を設置すること

今回のCOVID-19に関して、各方面より都度情報が発信されています。しかし、異なる窓口から個々に情報が発信されることで、中小企業の経営現場では適切に情報を把握することに限界が生じています。また、各事業所での対応面でも、たとえば感染者や濃厚接触者が事業所内で発生した場合に備え、どのような社内体制整備が必要なのかなどの情報が十分に開示され、発信されているとは言えない現状があります。今後もCOVID-19の第二波や、今回のような新興感染症ないし再興感染症の流行は断続的に発生することが想定されるなか、感染症に関する具

体的対策、事業所としての対応や支援施策の利用案内までを一元的に対応する窓口の整備を要請します。

(24) 大手企業の休業に関し、下請中小企業への配慮を徹底するよう要請すること

製造業などでは、生産量減少、サプライチェーンの乱れによる部品供給の停滞により休業が行われ、自動車産業等でも生産ラインの休止が断続的に続きました。こうしたなか中小企業からは「下請形態の中小製造業は、大手企業がばらばらに生産停止したため、我々は完全休業できず休業計画が立てられない。製造業も3密となる場合があるため、感染拡大の恐れもあった」との声が出されています。

感染を早期に抑え込む上で、一定の経済活動の制約は避けられません。今後第二波や、新たな新興感染症の流行なども考えられるなか、川上の大手企業が休業する場合、下請中小企業が休業計画を立てやすいものとなるよう配慮を徹底するよう要請してください。

(25) 消費税や所得税の減税など、国民消費を早期に立ち直らせる対策を講じること

COVID-19の感染拡大による経済の停滞と落ち込みは、全業種・全産業に波及し、国民の所得にも影響を及ぼしています。今後速やかに経済を立て直すには、経済の最大部分を占めるの国民消費を守り、安定させることが不可欠です。その意味で、消費税の税率引き下げ（税率ゼロ化）や所得税の減税ないし特別所得控除を行うなど、国民の消費購買力と消費意欲を高める措置を講じて下さい。

また、景気の急落により、今後数年間は中小企業・小規模事業者は極めて厳しい経営状況を迫られます。死活問題ともなりかねない、適格請求書等保存方式（インボイス）の導入を見送ることも要請します。

(26) 「中小企業憲章」ならびに「中小企業振興基本条例」の精神にのっとり、各自治体等の公契約において、地元企業への発注を原則化し、地元企業の売上・利益確保を強力に進めること

融資や納税猶予等で、中小企業の資金繰り支援が行われています。しかし企業の回復は、売上を回復させ、健全な利益を計上することなしに実現できません。たとえば、各地方自治体の公契約においては、価格優先ではなく、地元企業への発注を原則とし、地元企業の売上・利益の確保を徹底して進めることを要請します。なお、やむを得ず域外企業へ発注する場合は、選定理由書等の公開を行うことも合わせて制度化することを求めます。

(27) 地域内の経済循環を促進する制度への支援を講じること

例えば川崎市では、新型コロナウイルスの影響により、売上が大幅に減少している地元の飲食店や生活関連サービス等における消費を促し、域内循環を促進することを目的に「川崎じもと応援券」（プレミアム付商品券）の発行を始めています。こうした取り組みを参考に、かつ地域内の事業者間取引へも適用範囲を拡張することで、地域内の企業取引の活性化を図る一助とできるとも考えられます。愛知県においても、こうした取り組みを参考に、地域内の経済循環を促進する制度設計を進めてください。

(28) 感染症対応病床の増床、軽症患者受入れ用臨時収容施設の継続的拡張を進めること

愛知県では、愛知県医師会の提言により、COVID-19の軽症患者向けの臨時収容施設を設置しています。今後の再流行やその他の新興感染症の流行に備え、感染症対応病床の増床、ならびに軽症患者受入れ用臨時収容施設の継続的拡張（ないし、有事の際に臨時収容施設を迅速に設置するための事前計画策定）を要請します。

(29) 工業用や食品製造用のエタノール製剤の転用特例を講じること

市場では、一時に比べて緩和されたものの、マスクや手指消毒用エタノール製剤といった医療衛生品の不足が続いています。特に手指消毒用エタノール製剤は、工業用や食品製造用といった他用途向けのエタノールの代用が可能であるが、規制のため医薬品市場への流通には至っていません。医薬品市場での安定供給が確保できるまでの緊急措置として、エタノール製剤の手指消毒への転用と市場流通を許可するよう要請します。

以上

《 愛知中小企業家同友会の概要 》

現在、愛知県下約4,200名の中小企業経営者が所属する異業種の経営者団体です。

「経営体質の強化」「経営者の能力向上」「経営環境の改善」を活動の目的に、国民生活に寄り添い、地域の経済・社会の担い手たる中小企業をめざした取り組みを進めています。

(1) 名称 愛知中小企業家同友会

(2) 創立 1962年7月9日

(3) 会員数 4,183名(2020年6月16日時点)

(4) 会長 加藤 明彦(かとう あきひこ) エイバックス株式会社・代表取締役会長

(5) 事務局 名古屋市中区錦3丁目6-29 サウスハウス2階

専務理事 内輪博之(うちわ ひろゆき) 事務局長 多田直之(ただ なおゆき)

TEL 052-971-2671 FAX 052-971-5406 E-mail aichi@douyukai.or.jp

URL <https://www.douyukai.or.jp/>

(6) 本件担当 事務局次長(報道) 八田 剛 事務局次長(政策) 池内秀樹